

本規定は、2016年JAF国内競技車両規則第3編第5章スピードB車両規定
(一部改造制限追加)に準拠した86/BRZチューニングカーレース車両規定である。

総則

- 1) 本規則は86/BRZチューニングカーレースに参加するすべての参加者、車両製作に適用され、特に車両の安全確保を目的に定めることとする。
- 2) 全ての車両は、86/BRZチューニングカーレーステクニカルレギュレーションに準拠しなければならない。
- 3) 本編86/BRZチューニングカーレーステクニカルレギュレーションに記載されていない事項に関しモディファイを加えてはならない。

【定義】

1) 標準品

- ： トヨタ自動車及び、富士重工業が該当車両の型式別に予め装着、搭載する部品、あるいは補修部品として設定する部品の総称として「標準品」という。
- ※ トヨタ自動車DBA-ZN6と富士重工業DBA-ZC6が型式別に予め装着、搭載する部品、あるいは補修部品として設定する部品を互いの型式に流用することは標準品と扱わない。

2) 純正品

- ： トヨタ自動車及び富士重工業が販売した当該車両を含む全ての車両に対し、予め装着、搭載する部品、あるいは補修部品として設定する部品の総称として「純正品」という。

3) 交換及び加工

- ： 各条項に関わる交換及び加工については以下要領に従うこと。
○： 交換及び加工が許される。
△： ※に従い一部、交換及び加工が許される。
×： 交換及び加工が許されない。

4) 車検

- ： 「車検」とは国土交通省が法規適合検査を行う一般的な車検を言う。

5) T・C・A車検

- ： 「T・C・A車検」とは、チューニングカルチャーアソシエーションによる86/BRZチューニングカーレーステクニカルレギュレーション適合検査を行う車検を言う。

6) T.R.A.： 「T.R.A.」はトヨタカーズ・レース・アソシエーションの事を言う。

第1条 参加車両

- 1 JP-1、2、3トヨタ86 (DBA-ZN6)
スバル BRZ (DBA-ZC6)
TOYOTA FR-S
JP-4 TOYOTA 86「86Rac(車輛型式:ZN6-VPNT8*)」
SUBARU BRZ「RA(車輛型式:ZC6*288)」
※T.R.A.車輛規定2016に定められた車輛(クラブマンシリーズ)
※「*」は、A, B, C等の記号を表す。
- 2 車両の部品を変更または交換したり、いかなる部品を装着し使用する場合にも、使用者の責任において道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合させた状態と常に適合するよう維持しなければならない。

第2条 車検

- 1 全ての参加車両は、自動車登録番号標を有し、且つ車検有効期限期間を86/BRZチューニングカーレース開催当日において取得していなければならない。

第3条 車両の外部

- 1 著しく生産仕様と異なる外観であること。又、著しい損傷なきこと。
- 2 各条項で認められているものを除き、車体まわりに追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保及び公害の防止上支障がないJAF国内競技車両規則道路交通法第4編付則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取外し、変更は許される。
- 3 下記部品を装着、交換することができる。ただし、いずれの場合も道路交通法に合意した寸法、角Rを厳守し国土交通省が法規適合検査を行う構造変更及び記載変更を行わなければならない。又、一般に入手可能で販売されている製品のみ装着が許される。

クラス	フロントスポイラー	サイドスカ	リアエアロ	リアスポイ	ボンネット	GTウイング	ミラー
JP-1	○	○	○	○	○	○	○

JP-2	○	○	○	○	○	○	○
JP-3	△※1	△※1	△※1	△※1	△※1	○	○
JP-4	×	×	×	×	×	×	×

クラス	Fバンパー	Rバンパー	アンダーパ	F/Rフェンダ	トランク	ルーフ	ドア
JP-1	○	○	△※2	○	○	○	△※4
JP-2	○	○	△※2	△※3	○	○	×
JP-3	△※1	△※1	△※2	△※1	×	×	×
JP-4	×	×	×	×	×	×	×

※1 車両寸法、全長4270mm、全幅1795mm高さ1340mmを超えてはならない。

※2 同一型式のグレードに設定されている標準品への交換、取付けが及び取外しが許される。

※3 交換及び、取り付けが認められる。ただし車両寸法、全幅1795mmを超えてはならない。

※4 当初の形状を変更してはならず、機構が全て作動しなければならない。

又、国土交通省が定める法規適合検査を行う構造変更及び記載変更を行わなければならない左右にサイドバーを装着しなければならない。

第4条 ボディ

1 ロールバー

1 一般に入手可能な市販の6点式以上の鋼鉄製ロールバーを装着しなければならない。

但し、JP-1クラスFIA及びJ項、格式の溶接ロールバーの取り付けも許される。

JP-4クラスはT.R.A.指定のロールケージを使用することが義務付けられる。

2 JP-1クラスは運転席ドア側にサイドバーの装着しなければならない。

JP-2及びJP-3クラスについてはサイドバーの取り付けを推奨する。

3 アルミ素材のロールバーは禁止する。

2 補強バー

1 ボディ剛性の向上を目的とした一般に入手可能で販売されている製品でエンジンルーム及び車室内又は、

下廻りへの取り付けは自由。当初車体に標準装着されていたものと交換及び取外しも許される。

ただし、全ての部品は車両外観から出てはならない。

3 板厚

1 車両の全ての車体パネルは常に基本車両の当初の材質および厚さと同一でなければならない。

(±10%の許容公差を認める。計測は平面もしくは大きな半径を有する部分で行われる。)

4 2 ボディ加工の制限

下記項目以外のボディ加工は一切を禁止する。

①ホイールアーチのフランジ部はタイヤとの接触を避けることを目的とした内側への折り曲げ及び、フェンダー取り付けに伴う最小限の加工は許される。又、合成樹脂の場合、その部分を最小限切除することができる。

②ロールバー、消火器、シートベルト取付けのための必要最小限ボディ加工は認められる。

③リアトランクへのリアスポイラー又はウイング取付け穴加工は認められる。

④第3条で定めた外部部品の交換もしくは装着するための最小限の加工が認められる。

⑤フロントバンパーホースメント及びリアバンパーホースメントを取り外してはならない。

⑥車体の補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば許される。複合材による補強は片面にのみ許される。補強によって標準品の取り付けに影響があってはならない。

5 下記の通り乗車定員を決定する。

クラス	乗車定員
JP-1	2名以上
JP-2	2名以上
JP-3	4名以上
JP-4	×

※ 定員変更は国土交通省が定める法規適合検査を行う構造変更及び記載変更を行わなければならない。

第5条 灯火類

・

全ての灯火類(前照灯/尾灯/制動灯/方向指示灯)は正常に作動しなければならない。

道路運送車両の保安基準に適合するものへの交換及び方向指示灯の位置を当初の位置から変更することが許される。

第6条 窓ガラス

1 フロントウィンドウは合わせガラスを常に備えていなければならない。

2 フロントドアガラスは標準品を使用しなければならない。

3 クォータウィンドウガラス及び、バックウィンドウガラスは標準品を使用しなければならない。

第7条 エアコン

1	クラス	V/Cシステム	エアコン	ベルCコンデンサー
	JP-1	○	○	○
	JP-2	△※1	○	△※1※2
	JP-3	△※1	○	△※1
	JP-4	×	×	×

※1 エアコンの取り外しはできない。但し、当該自動車製造者が販売出荷時に取り付けられていない車両は認める。

※2 交換及び、加工は許されるが取り外しはできない。

第8条 後方視界

1 ・1つのルームミラー及び2つのサイドミラーを装着しなければならない。

第9条 シートベルト

- 1 既設の3点式安全ベルトを変更することなく、4点式安全ベルト等に取り付けられているフックを用い容易に安全ベルト取付け装置に着脱できる構造の4点式安全等を追加装備すること。
- 2 4点式安全ベルト等は競技走行中のみ装着することが許される。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルト(3点式)を装着すること。
- 3 ・運転席側に4点式以上のシートベルトを装着しなければならない。また、取り付けに際しては十分な強度を確保すること。外観上、傷などが無いこと。
- 4 ・シートベルトの幅は3インチ以上推奨とする。但しバックルはクイックリリースシステムタイプのものを使用すること。
- 5 ・FIA公認のタグが付いている物は有効期限内のシートベルト(フォーミュラ用は使用できない)を使用することを推奨する。

第10条 内張り

- 1 ・自動車検査書に記載された定員が乗車し車室内の見える範囲の部品は排除することができない。但し、安全を考慮した同等の一般に入手可能で販売されている製品のみ交換が許される。
- 2 下記に記載されたものは取り外しができる。
 - ①フロアマット類及び、アンダーコート
 - ②ネジ等のカバー類
 - ③定員乗車以外の内装類

JP-4クラスは変更は許されない

第11条 ペダル類

- 1 安全性、操作性を向上させる目的でペダルパッドを変更することは許される。ペダル剛性向上のため、マスターシリンダーまたはマスターバックに対してのみ、ロッドおよびプレートをボディ構造部へ連結するという簡易補強が許され、ストラットタワーバーと一体化することも許される。

JP-4クラスは変更は許されない

第12条 牽引フック

- 1 車両の前後に牽引フック(牽引穴あきブラケット)を装着しなければならない。
- 2 牽引フックは、その取り付け部も含めて車両を牽引して移動するために必要十分な強度を有していなければならない。
- 3 牽引フックの仕様は下記要件を満たしていなければならない。
 - ・黄色・オレンジ色、あるいは赤色に塗装されていること。
- 4 可倒式牽引フックまたはスリング式の物の使用を強く推奨する。共に色は黄色、オレンジ色、或いは
- 5 JP-4クラスはフロント側、リヤ側共にT.R.A.指定部品を装着しなければならない。

第13条 シャシー

- 1 サスペンション
最低地上高は、90mmでなくてはならない。サスペンションレイアウトの変更は禁止する。
ショックアブソーバー(B規定準拠):材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用出来ない。
作動原理及び車体への取付け位置は変更しないこと。
 - ①形状、減衰力を変更することができる。
 - ②車高調整機構(ネジ式、Cリング等)を伴うものに変更(使用)すること、並びにスプリングの

受皿を変更することができる。調整ダイヤルによる減衰力の変更が許される。(遠隔操作を除く)

③調整式アッパーマウントに交換及び、材質の変更ができる。ただし、車体取付け部の改造は許されない。
スプリング(B規定準拠):変更することができる。ただし下記に従うこと。

- ①数は変更しないこと。(ヘルパースプリングの使用が許される)
- ②ばねに損傷があり、左右のばねのたわみに著しい不同がないこと。
- ③溶接、肉盛又は加熱加工を行わないこと。
- ④ばねの端部がブラケットから離脱しない(遊びがない)こと。
- ⑤切断等によりばねの一部又は全部を除去しないこと。
- ⑥ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有さないこと。
- ⑦ばねの取付け方法はその機能を損なうおそれのないこと。

JP-4クラスはT.R.A.認定部品の使用が認められる。

2 サスペンションメンバー(B規定準拠)

1 サスペンションメンバーの交換はできない。但し、サスペンションメンバー本体の強度向上のための補強はできる。但し、ジオメトリーの変化が伴う加工は禁止する。又、サスペンションメンバースペーサーの装着は許される。

JP-4クラスは一切認められない

3 タイヤハウス内(インナーフェンダー)の取り外しができる。

JP-4クラスは一切認められない

4 サスペンションリンクとブッシュ

1 下記項目以外の加工及び交換を禁止する。

JP-4クラスはT.R.A.認定部品のみ使用が認められる。

クラス	Fロワームブッシュ	Fロワーム	アラテラルリンク	ブッシュカラー	ピロボール	その他ブッシュ
JP-1クラス	○	△※2	○	○	○	○
JP-2クラス	○	△※2	○	○	○	○
JP-3クラス	△※1	×	△※1	○	△一部可※	△※1
JP-4クラス	△※6	×	×	×	×	×

クラス	リアアッパーアーム	レーディングア	アラテラルリンク	スタビライザー	スタビリンク	ステアリンクラックエン	ボールジョイント
JP-1クラス	△※	○交換可	○交換可	△※5	○ピロ可	○ピロ可	○交換可
JP-2クラス	△ブッシュ部のみ可	○交換可	○交換可	△※5	○ピロ可	○ピロ可	×
JP-3クラス	×	△※1	○交換可	△※5	○ピロ可	×	×
JP-4クラス	×	×	×	×	×	×	×

※1 強化ブッシュへの交換は許されるが標準での純正装着を除きピロボールへの入れ替えは許されない。

※2 純正部品を使用すること。切断及び、加工は許されないが強度の向上を目的に最小限の補強が許される。又、強化ブッシュ及び、ピロボールへの交換のみ許される。

※3 標準品を使用すること。切断及び、加工は許されないが、ブッシュのみ強化品に交換する事ができる。

※4 トヨタ自動車及び、富士重工業が該当車両の型式別に予め装着している標準品同士の交換及び取り付けが許される。

※5 取付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。

※6 T.R.A.認定部品の使用が認められる。

第14条 ブレーキ

1 倍力装置の位置、外観形状及び内部構成部品は維持及び標準品を使用すること。

2 マスターシリンダーを直接作動させるための変更は許されない。

3 ABS(アンチロックブレーキシステム)は取外し及び機能を停止させてはならない。又、標準品を使用すること。

4 ブレーキ冷却ダクトの装着は認められるが、全ての部品が車両外観から出てはならない。

JP-4クラスのブレーキダクトはT.R.A.指定部品の使用が義務付けられる。

5 下記項目以外の加工及び交換を禁止する。

	ブレーキホース	ブレーキパッ	キーキャリ	ブレーキローター	マスターシリンダーストッ
JP-1クラス	○	○	○※1	○※1	○
JP-2クラス	○	○	○※1	○※1	○
JP-3クラス	○	○	○※1	△※1※2	○
JP-4クラス	△※3	○	×	×	×

※1 カーボン製ブレーキローターは禁止する。

※2 ローター径は330mm以下とする。

※3 ボルトオンにて装着可能な物に限り変更が許される。

第15条 消火装置 消火系統

消火器: 1. 5kg以上の手動消火器の取付を強く推奨する。

第16条 駆動系統

- 1
 - ①トランスミッション及びコントロールレバー:純正部品を加工することなく使用しなければならない。
 - ②デファレンシャルキャリアASSY:純正部品を加工することなく使用しなければならない。
 - ③ステアリングナックル及びリアアクスルハブは純正部品を加工することなく使用しなければならない。
 - ④OILクーラー取り付け及びキャッチタンク取り付けのための最小限の加工が許される。
 - ⑤JP-4クラスはOILクーラー、キャッチタンクの取付は認められない
 - ⑥下記項目以外の加工及び交換を禁止する。

	トランスミッションギア	LSD	ファイナル	クラッチ	ライホイー	アクスルハブ	プロペラシャフト
JP-1クラス	△※1※2	○	○	○	○	△※4	×
JP-2クラス	△※1※2	○	○	○	○	×	×
JP-3クラス	×	○	△※3	○	×	×	×
JP-4クラス	×	×	×	△※5	×	×	×

※1 トランスミッションギアレシオの変更は許されるが、標準品クラッチハウジング及びトランスミッションケースを加工することなく取り付けなければならない。

※2 シフトパターンの変更は許されない。

※3 同一型式のグレードに設定されている標準品及び、通称減速比4.3又は4.5ファイナルギアの交換が許される。

※4 アクスルハブのPCDの変更を目的とした加工及び交換が許されるが変換スペーサーは禁止する。

※5 変更は自由。但し、シングルタイプに限り、変更が認められる。また、クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。

第17条 ホイール

- 1 一般的に市販されているJWLもしくはVIAマークの付いたものを使用しなければならない。
- 2 センターロック式ホイールの仕様は禁止する。
- 3 ホイールスペーサーの取り付けは禁止する。
- 4 下記項目によりホイールサイズを制限する。

	サイズ	
JP-1クラス	最大19インチ	自由
JP-2クラス	最大18インチ	自由
JP-3クラス	最大18インチ	自由

JP-4クラスはT. R. A. が定めたサイズを使用しなければならない。

第18条 タイヤ

- 1 Sタイヤを除く一般市販ラジアルタイヤを装着しなければならない。
- 2 ダンロップ DIREZZA β 02は使用できない。ただし205/55-16サイズのみ使用ができる。
- 3 ヨコハマ ADVAN A052は使用できない。ただし205/55-16サイズのみ使用ができる。
- 4 ブリヂストン POTENZA RE-05Dは使用できない。ただし205/55-16サイズのみ使用ができる。
- 5 コンプリートホイール(タイヤとホイール)のセンターより上方はホイールアーチにより効果的に覆わなければならない。
- 6 下記項目によりタイヤサイズを制限する。

	サイズ
JP-1クラス	最大幅265
JP-2クラス	最大幅265
JP-3クラス	最大幅265

JP-4クラスはT. R. A. (クラブマンシリーズ)が定めた銘柄、サイズを使用しなければならない。

第19条 最低重量制限

- 1 最低重量を下回ってはならない。最低重量とはドライバー重量(装備込)を含むものとする。
- 2 この重量は出走可能状態で、各種潤滑油、冷却水を満たし、燃料とドライバー(装備込)を含むものとする。大会中はいかなる時でも最低重量を下回ってはならない。
- 3 計量時のガソリン量は問わない。
- 4 規定の重量を下回った場合は失格とする。
- 5 予選後及び、決勝レース後、車検場で車両重量計測が実施される。車両は重量計測が終わるまでの間、オフィシャル以外の者が車両に触れてはならない。
- 6 下記項目によりドライバー重量を含む最低重量を決定する。

	最低重量
JP-1クラス	1220Kg
JP-2クラス	1240Kg
JP-3クラス	1260Kg

JP-4クラスはT. R. A. が定めた最低重量

最低重量を満たすためパラストを搭載することは認められるが、固体であり1個に対して少なくとも8mm以上のボルト3本と、鋼鉄板で最少厚さ3mm及び最少面積40cm²以上の鋼鉄板により

車体とサンドイッチ構造にすること。

第20条 エンジン

- 1 過給機の装着は禁止する。
- 2 ナイトロオキシド(亜酸化窒素)などの使用および、その装置を搭載することを禁止する。
- 3 エンジンマウントの位置の変更は禁止する。
- 4 ピストンは純正品を使用しなければならない。最大排気量は出荷時と同じ排気量に準ずる。
- 5 筒内噴射インジェクター及び、高圧側フューエルポンプASSYを含むフューエルシステムの作動原理の変更は許されない。但し筒内噴射インジェクター及び、ポートインジェクターの交換は許される。
- 6 下記項目以外の加工及び交換を禁止する。

クラス	オイルパン	サーモスタ	オイルフィ	エアクリー	エンジンO/H	ヘッドガスケ	オイルポンプ
JP-1クラス	○※2	○	○※3	○	○※1	○	△※5
JP-2クラス	○※2	○	○※3	○	○※1	○	△※5
JP-3クラス	○※2	○	○※3	△※4	×	×	×
JP-4クラス	×	○※19	○※3	△※18	×	×	×

クラス	ルブスプリ	ルブ及びシ	カムシャフ	コンロツ	ピストン	シリンダーヘッド
JP-1クラス	△※6	△※7	○	○	△※10	△※11
JP-2クラス	△※6	△※8	×	△※9	△※10	△※12
JP-3クラス	×	×	×	×	×	×
JP-4クラス	×	×	×	×	×	×

クラス	気スロットルホテ	インテーク	プーリー	クランク	その他補機	冷却系
JP-1クラス	○	○	○	△※15	△※16	△※17
JP-2クラス	△※13	△※14	○	△※15	△※16	△※17
JP-3クラス	×	×	×	×	×	△※17
JP-4クラス	×	×	×	×	×	×

※1 補修目的として、当該自動車製造者が当該エンジンの補修用として設定している部品を使用する場合は、(第1編第3章1. 9)の気筒容積別クラスを超えないこと。

※2 オイルパンの交換及び外観変更は許されない。ただし、エンジンオイルの片寄り防止、及びオイルクーラーフットング取り付け、あるいは温度センサー取り付けのための最小限の加工が許される。又、作動原理を変えなければオイルストレーナーの位置を変更することも許される。

※3 オイルフィルターは自由。ただし、取付け位置の著しい変更は許されない。

※4 エアフィルターは自由。ただし、エアフィルターBOXは当初のままではなければならない。ただし、フィルターボックス全部に位置するダクト及びパイプ、あるいはスロットルボディ間のレゾネーターを取り外すことができる。ただし、取り外した後の穴は完全に塞がなくてはならない。

※5 シム及びスペーサーによる油圧の調整に限り加工が許される。

※6 当該自動車製造者の定めた数と取付け部を変更することなく取り付けられることを条件に他のものと交換することが許される。

※7 パルプガイド及び、パルプシートは純正品に限り交換及び加工が許される。

※8パルプガイド及び、パルプシートは標準品を使用すること。

※9コンロツは純正品を使用しバランス調整のみ許されるが、それぞれ1個が未加工品であること。

※10 ピストンは純正品を使用しバランス調整のみ許されるが、それぞれ1個が未加工品であること。

※11 純正品を使用すること。但し、燃焼室及びポート形状の変更は許される。

※12 純正品を使用すること。燃焼室及び、ポートの形状は平削りによる変更のみとし、パルプシートによる形状変化が有ってはならない。

※13 ビックスロットル加工及びビックスロットルへの交換は認められるが作動原理の変更、スロットル数の変更は認められない。

※14 インテークマニホールドは標準品を使用しなければならない。ただし、スロットル取り付けを含む容積調整の為のアダプターの取り付けが許される。又、取り付けの為の最小限の加工が許される。

※15 クランクシャフトは標準品を使用すること。ただし、バランスを調整する目的の最小限の加工が許される。

※16 オルタネーター及び、スターターは保持されること。

※17 自由。ただし、冷却は空気による熱交換のみとし、いかなる部品も車両外観部よりはみ出してはならない。

※18 T. R. A.認定部品へ変更が許される。

※19変更および取り外しは認められる。但し、取り付け部の加工は認められない。

* JP-4クラスはエンジン本体はトヨタテクノクラフト(株)・TRDにより封印されたものを搭載していなくてはならない。
また、エンジン本体および封印に対する加工・変更等の改造は許されない。

第21条 オイルキャッチタンク

- 1 すべての車両はオイルキャッチタンクを使用しなければならない。
- 2 取り付けに際しては強固に固定されていなければならない。

※JP-4クラスは除く

第22条 電気系統

- 1 ECUは下記項目以外の交換及び改造を禁止する。

クラス	スピードリミット	プログラミン	ECU交換	サブECU
JP-1クラス	○	○	×	×
JP-2クラス	○	○	×	×
JP-3クラス	○	○	×	×
JP-4クラス	×	×	×	×

バッテリー

- 1 取り付け位置の変更はできない。ただし、バッテリーの交換及び、変更は自由

※JP-4クラスは寒冷地仕様車は、搭載バッテリーを標準車搭載バッテリー（取り付けステー、ターミナル端子含む）もしくは本体外寸が標準車仕様と同等の物に変更することは認められる。
その他の車両に関して、本体の変更は認められるが、本体外寸は当初の物と同等でなくてはならない。

第23条 燃料タンク

- 1 純正燃料タンク使用すること。またコレクタータンクの装着、使用は禁止する。

第24条 排気系

- 1 変更または交換したり、いかなる部品を装着し使用する場合にも、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合していること。
- 2 下記項目以外の交換を禁止する。

クラス	リアマフラー	エキゾーストマニホール	センターパイプ及び第2触
JP-1クラス	○	○	○
JP-2クラス	○	○	○
JP-3クラス	○	○	○
JP-4クラス	×	×	×

※一般に市販される車検対応スポーツキャタライザー及びマフラーを使用する場合は、J.M.P.A車検時にキャタライザー及び、の排気ガス検査証明書のコピーを車検員に提示しなければならない。
排気ガス検査証明書は同一型式車両のみ適用・製品番号が一致しなければならない。

第25条 期限付き特別規則

- 1 本規定は、2016年JAF国内競技車両規則第3章スピードB車両規定（一部改造制限追加）に準拠した86/BRZチューニングカーレース車両規定であるが以下のものについて期限付きで使用を認める但し、大会終了後の再車検までに変更または交換し、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合していること。

クラス	GTウイング	ホイール	タイヤ	排気系
JP-1クラ	○※1	○※2	○※2	○※3
JP-2クラ	○※1	○※2	○※2	○※3
JP-3クラ	○※1	○※2	○※2	○※3

※1 第3条に追加しGTウイングは当時車両である全長、全幅、全高寸法から如何なる部分も超えてはならない。

※2 第17条に追加し、突起及び回転部分の突出については、直進状態をとった場合に、車軸の中心から上方に交わる部分の車体が走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール)より突出していること。

※3 第24条に追加し各排気パーツは道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合しなければならないが、各、適合品同士の組み合わせは自由とする。但し、T.C.A車検時及び、レース後にT.C.Aが定める各測定値を超えてはならない。

第26条 導く守事項

参加者、及び競技責任者は、T.C.Aにて車両又は、車両部品について競技参加拒否の判断が下されることがあることを承知していなければならない。これにより車用又は、車両部品が拒否された場合は、新たに変更及び交換し承認を受けない限り、参加が認められないものとする。

第27条 T.C.Aブルテン

T.C.Aはシーズン中における規則の追加、訂正、修正などが生じた場合には、T.C.Aブルテンとして公示、発布される。

又、規則の反映時期についてもブルテンにより公示、発布される。

第28条 ナンバープレート(自動車登録番号標)

・大会中において如何なる場合にも前面及び背面ナンバープレートの取り外しは許されない。

但し、前面ナンバープレートの位置をエンジン冷却を目的に移動することが許されるが

当核位置は道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合させた状態でなければならない。